

アダム・スミスのアメリカ植民地論

——併合か分離か——

榎並 洋介

アダム・スミスの主著『国富論』は一七七六年三月九日に出版されたが、同時にこの年の七月四日はアメリカ（正確にはアメリカ植民地の東部一三州）の独立宣言が発せられた年でもあった。すでに述べたように、スミスは『国富論』の完成した原稿を携えて、その出版の四年前にエディンバラを発ったのであった。ロンドン滞在の三年間にスミスはベンジャミン・フランクリンやリチャード・ブライスその他の学者の意見や議論および批評に学びながら原稿を書き、あるいは推敲をかさね、『国富論』を完成させたといわれている。⁽²⁾新しい研究の内容はもちろんアメリカ問題であった。スミスの親友であるデイヴィッド・ヒュームは『国富論』出版の一カ月前に次のような手紙をスミスに送っているのである。「エディンバラにて、一七七六年二月八日、スミス君、小生も君と同じくらい筆無精ですが、君のことが心配なので筆をとりました。誰から聞いても君の本はずっと以前に印刷されたというのですが、いまだに広告さえされていませんね。それは何故ですか。：（中間省略）：バックルー公爵によれば貴君はアメリカ問題に大変熱心だそうですね。小生の考えではこの問題はふつう想像されるほど重要ではないと思います。もし小生が間違っているならば、君にお目にかかったときかお手紙を拝見したときに訂正しましょう。というのはわが国で製造業より余計打撃を受けるのは、海運業や一般の商業だろうと思わ

れるからです。小生がやせたのと同じくらいロンドンが小さくなるなら、それはそれでいいじゃありませんか。あの町は、不機嫌で性悪な、図体ばかり大きい町ですよ」⁽⁸⁾。このヒュームの手紙から推察できるようにスミスはこの三年間、まさにアメリカ問題に心血を注いでいたといえよう。

一七七〇年代のブリテンにとってアメリカ問題は最大の政治課題であった。問題の発端は植民地アメリカの領有をめぐる争奪戦としての英仏七年戦争（一七五六―六三年）がブリテンの勝利に終わり、パリ条約を締結した時から始まる。すなわち、ブリテン本国の戦費の膨張による財政の悪化と北アメリカの統治費用の増大問題である。ブリテンは戦争の費用を公債発行で賄っていたために、それを償還しなければならぬ緊急性とさらに帝国統治のための費用をどのようにして調達するかがまさに重大な国家的問題になっていた。ブリテンはこれらの費用をアメリカ植民地に負担させようとした。砂糖条令（一七六四年）、印紙条令（一七六五年）、タウンセント諸法等（一七六七年）がこれである。これらの植民地課税は本国政府の財政再建策として企図されたものであったが、これこそがアメリカ植民地の反発を招く原因になったものである。

こうした状況のなかで、スミスは、最初、アメリカ植民地の本国への合併を主張するのであるが、しかし最終的にはその分離を述べるに至る。この小論は、この間の展開をみながらスミスのアメリカ植民地問題に関する考え方を考察するものである。

注(1) 拙稿「アダム・スミスの公債批判論」『星葉科大学一般教育論集』第十輯 一九九三年 参照。

(2) John Rae, *Life of Adam Smith*, Macmillan, London, 1895. [A. M. Kelley], ch. 17. 大内兵衛、大内節子訳『アダム・スミス伝』岩波書店 昭和四七年 第七章 参照。「ヒュームは分離論であった。というのは、彼は普通の自然の過程として、分離がいつかは避けることのできないものであることは、果物が木から離れ、子供が親から離れるのと同じであると信じていたからであった

(*Ibid.*, p. 281, 訳三五二頁)。

(3) *Ibid.*, pp. 285-281. 訳三五〇〜三五二頁。

一 政治論としてのアメリカ植民地の併合

スミスは『国富論』の「政治経済学諸体系について」の第四編を植民地論にあて自らの主張を展開する。

「大ブリテンは、その植民地に対するいっさいの権威を放棄すべきであつて、植民地が自分で自分の長官を選任するの、法律を制定するの、自分が適當と考えるところにしたがつて和戦のことをきめるの、みなその自由に放任すべし、などと提案するのは、世界中のどのような国民にもまだ採用されたためしがなく、これからもけつして採用されるみこみのない方策を提案することになるであらう」⁽¹⁾。宗主国がその属領国を放棄し、それを自由放任状態にすべきであるという提案は採用の見込みのない国家政策であるという。「ある属領の統治にどれほど手をやこうとも、またそのための経費にくらべてそこからの収入がどれほど少なからうとも、その属領に対する支配権を自発的に放棄したなどという国民はまだ一つもない」⁽²⁾。宗主国が属領に対して支配権を放棄することは、国家の威信と誇りが許さないからである。それが各国民の利益に合致しても、一部の支配者の商人の私的利益に反するからである。すなわち、もし属領を放棄するようなことになれば一部の支配者の商人は利得をとまなう有利な地位を喪失し、富や榮譽を獲得する機会を奪われてしまうからである。だからこのような提案はできないはずがないとスミスは考えるわけである。

しかしながら同時に、彼は宗主国が属領を放棄する提案を採用した場合のメリットを付け加えることでアメリカとの良好な関係を期待する。すなわち、アメリカ植民地を放棄した場合には植民地の平時における民生上および軍事上の全定員

費用は不要になるし、植民地との間に自由貿易を保証する通商条約を締結すれば、スミスの時代に貿易を独占している商人には不利になっても、国民大衆には有利になるといふ。さらにもっと大きな意義は、大ブリテンと植民地との間には前者の親としての愛情と後者の子としての尊敬が復活するであろうと考えていることである。平時における自由な関係に基⁽³⁾づく同胞者としての母国愛と、戦時における誠実で親愛な同盟国としての寛大さとを共に喚起するからである。これは政治的保守主義者スミスのこの問題に対する切なる願望であらう。

注(1) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, ed by Cannan, 6th ed., 2 vols, London, 1950, II, p. 116. これを *Wealth of Nations* と表記する。邦訳は大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』岩波書店 昭和四十四年

全二巻本を用い、『国富論』と略記する。九一頁。

(2) *ibid.*, 訳九二一〜九二二頁。

(3) 政治的保守主義については、高島善哉『アダム・スミスの市民社会全体系』岩波書店 一九七四年 第四章 参照。また、『小林昇経済学史著作集IV イギリス重商主義研究2』の『あとがき』参照。ちひだ Dnald Winch, *Adam Smith Politics*, Cambridge University Press, 1978. 参照。

スミスはここで植民地放棄の政策案を願望をもって強調するのであるが、しかし、すぐに大ブリテンの中で植民地が有利になる方途を展開していくのである。「ある属領がその所属する帝国に有利なものになるためには、その属領が、平時にはそれ自身の全平時定員費をまかなうためばかりではなく、この帝国の一般的統治を維持するための自分の分担額を貢納するのに十分な収入を公共社会に提供しなければならぬ。というのは、あらゆる属領は、必ずその所属国の一般的統治費を多少とも増加させる原因になるからである。それゆえ、もしある特定の属領がこういう経費をまかなうための自己の割当額を貢納しないなら、不平等な負担がこの帝国のどこか他の属領にかかってくることにならざるをえない」⁽⁴⁾。帝国

全体の中でアメリカ植民地が有利な地位を確保するためには、少なくとも平時における民生上および軍事上の全定員を維持する費用と大ブリテンの一般的統治を保持するための分担額を負担すべきであるという。さもなければ他の所屬国に課せられる一般的統治費が増加し、そのしわよせが不平等な分担金という形で他の植民地にかぶさってくる。だから特定の属領は帝国を維持する経費をまかなうために自己の割当額を貢納すべきである。その場合、それは平時・戦時を問わず、その属領が獲得する収入に比例して貢納すべきであるとする。帝国の全収入に対する比例方式で大ブリテンの属領の分担額を考えたことはいまままでなかった、とスミスは断言する。防衛費と主権者の威厳を維持する費用は、全社会の一般的利益のために支出されるのであるから、これらの経費は社会の全構成員がその租税負担能力に応じて貢納すべきであるという考え方であった。⁽⁵⁾

それでは植民地に対する課税はどこで、どのような方法により、決定するのであろうか。「植民地は、それ自身の議会か、または大ブリテンの議会かのいずれかによって課税することができよう」とスミスはいう。しかしながら、前者については「植民地議会を管理して、いつでも植民地自身の民生上と軍事上の定員を十分に維持するだけでなく、わが帝国の一般的統治費をも分相応に支払うにたりるだけの公共的収入をその選挙民から徴収させるようにするのは、なかなかできることではなさそうに思われる」⁽⁶⁾。何故なのであろうか。それは本国政府が植民地議会をうまく管理できないからである。すなわち、本国からみて遠隔地にある全植民地議会はその数が多く、しかもその構成は多様であるから本国と同じ手段で管理することは困難なことである。また、全植民地議会の全指導的議員のだれが重要人物かも把握できないのに一般的統治を維持するためのブリテン帝国の官職やその任免権をそれらの議員に分配し、彼等に国内の不人気を覚悟してまで自分たちの選挙民に課税する気分にならせることは不可能なことである。さらにスミスはもっと重要なことをいう。「植民地議会は、全帝国の防衛と維持のために必要かということについての適切な判定者とは思われない。この防衛と維持

についての配慮はこれらの議会に委任されるべきものではない⁽⁷⁾。なぜならば一つの植民地の議会は自分の地域の諸問題については直接的な利害に関わるから適切に判断できるけれども、ブリテン帝国全体の諸問題についてとなると、自分たちに直接関係ないとみなすために、帝国全体に対する相対的な重要性の軽重などの判断に適切さを欠くからである。それは、これらの植民地議会が特定の属領の議会の検査や監督を受ける管理制度になっていないからである。だから「全帝国の防衛と維持のためにながが必要か、またその各部分はどのような割合でこれに寄与すべきか」ということは、全帝国の諸問題を検査し監督する集会だけが判断できることである⁽⁸⁾という論拠になるのである。

注(4) Adam Smith, *Wealth of Nations*, p. 117. 訳九二二〜九二三頁。

(5) 「社会を防衛する経費と元首の威厳を維持する経費は、いずれも全社会の一般的利益のために支出されるためのものである。それゆえ、これらの経費は、全社会の一般的貢納によって、つまりそのありとあらゆる成員が各自の能力にできるだけ比例して貢納することによって、まかなわれるのが妥当である。」(*ibid.*, p. 300. 訳一一七二頁。なお、拙稿「アダムス・ミスの租税利益説について」『星葉科大学一般教育論集』第八輯 一九九一年 参照。

(6) *ibid.*, p. 118. 訳九一三頁。

(7) *ibid.*, 訳九一四頁。

(8) *ibid.*, 訳九一五頁。

ここで「全帝国の諸問題を検査し監督する集会」とは本国議会を指すが、そうであるならば本国議会はどのような方法によって植民地に課税するのであろうか。植民地に全帝国の防衛と維持に関する情報がない以上、それについての配慮も適切な判断もないわけであるからどのようなようにしたらこの課題に対処できるのであろうか。ミスは次のようにいう。「植民地は徴発令によって課税されるべきであり、大ブリテンの議会は各植民地が支払うべき額を決定し、各属領の議会は、

それを当該属領の諸事情にもっとも適した方法で賦課し徴収すべきだ、と提案されてきた。すなわち、この方式によれば、全帝国に関することは全帝国の諸問題を検査し監督する集会によって決定され、各植民地の属領としての諸問題は依然としてそれ自身の議会によって規制される、ということになる。このばあい、植民地はブリテンの議会に代表者をださぬことになるが、われわれの経験から判断すれば、議会の徴発令がそのために不合理になる可能性はまったくない⁽⁹⁾。国家は徴発令という特権を行使して、ブリテン議会が植民地の課税額を決定する。しかしその賦課の仕方や徴収の方法については各植民地において種々の問題があろうからその事情にもっとも適した方法で規制する、ということである。しかも、ブリテン議会が課税額を決定する正当性と合理性はどこにあるかといえは、それは、その議会が全帝国の防衛と維持という全体の観点に立って、何をどの程度必要かを討議し決定しなければならぬというところに見出すことができる⁽¹⁰⁾。

問題なのは、植民地への課税額を決定する場所に植民地の代表者を参加させなくても本国議会の徴発令が不合理にはならないと断定できるのは何故かという点である。スミスの認識はイングランドにおける過去の経験に基づいた実例を根拠にしたものである。すなわち、本国議会は課税の根拠の有無とは関係なく植民地に対して想像上の課税権をもっているが、イングランドの議会は、従来から属領の代表者の議席を認めていないけれども、だからといって帝国の諸属領に加重な負担を課す意向も示さなかったし、ましてや本国の国民の納入額に対する正当な比率の額さえ植民地に要求したことはなかったという。しかしながら、今後はこういふわけにはいかないだろう。例えば戦争が勃発し帝国を防衛するために巨額の資金が必要になり、これを公債で賄うとしても、その債務を本国では租税で償還し、各植民地に対しては徴発令によって調達することになったときに、植民地議会がこの徴発令を回避したり拒否すれば、戦争のために生じた債務の全部の負担は大ブリテンにかかってくる。そうなると帝国の拡張は収入の増加には結び付かず、ただ支出のみが拡大することになる。

他の諸国家は総じて帝国の防衛費のほとんど全部をその国民と諸属領に負担させているのに大ブリテンだけがそれを回避しているのは歴史上類例をみないことだと、スミスは嘆くのである。⁽¹¹⁾

大ブリテンの拡張は支出だけが拡大し収入の増加を伴わないということになれば、その国家は破産してしまふ。国家財政の見地から歳入増加は至上命令である。したがって、本国議会在が徴発令に基づいて課税案を決定したとき、植民地議会在がこれを回避したり拒否しないような有効な手段をもつことが絶対に必要になってくる。それが代議制の主張となるのである。スミスは課税に比例する代議制を提案する。

注(9) *Wealth of Nations*, p. 119. 訳九一五頁。

(10) 『国富論』は結局はイギリスの側からアメリカ問題を見ていた」(小林昇「国富論におけるアメリカ」小林昇経済学史著作集Ⅱ国富論研究2』所収二八二頁 未来社 一九七六年)。この場合スミスは大ブリテンを思考の中心においているが、すべてについてういえるわけではない。課税額の決定とその賦課や徴収方式とは分離して考察し、とくに後者については植民地の諸事情を尊重する姿勢が見られるからである。

(11) *ibid.*, p. 120. 訳九一七頁。参照。

この構想において重要なことは、宗主国を植民地と平等の立場におくための手段として課税比例代議制を提案していることである。スミスはいう。「大ブリテンを、従来は法律上その臣民の従属物だと考えられてきた自国の植民地と平等の立場におくためには本国議会の徴発令にもとづく課税案において、もし植民地議会在がこの徴発令を回避したり拒否したりすれば、本国議会在がただちにそれを有効なものにするためのある手段をもつことが必要と思われる」⁽¹²⁾。ここにいうある手段とは課税に比例する代議制である。スミスはこれを軍事力を行使しないで植民地が自発的に服従してくる可能性のある有効な手段と考える。

何故このように言えるのであろうか。本来、「自由なあらゆる政治制度の安定と維持とは、指導的人物、つまり各国の自然的貴族の大部分がそれぞれの重要な地位を保持または擁護する力に依存している」⁽⁴³⁾。これらの指導的人物が自分たちの重要な地位を擁護したり、他人の重要な地位を攻撃したりすることによって争いが生じる。アメリカの指導的人物が徴発令に基づく課税の賦課や徴収を実行するとすると、それは大ブリテンの議会の手先や行政官になると同じことであるから自分自身のアメリカ植民地における重要な地位を放棄するか、あるいは失うことになると理解する。だからこそ、彼等は自分たちの重要な地位を擁護するために大ブリテンの徴発令による課税案を拒否し、剣をぬいたのである。スミスは指導的人物を重視するという現状認識の下でこの問題を解決しようとする。そして次のようにするのである。「もし大ブリテンが、この総連合 *general confederacy* から離脱すべき各植民地に対し、それが本国と同じ租税を課せられる結果として、またそれが本国における同胞臣民と同じ自由貿易をみとめられる代償として、この帝国の公共的收入に寄与する程度にふさわしいだけの数の代表者をだすことをみとめてやれば、しかも、この代表者数がその後の寄与の増加に比例して増加するようにしてやれば、重要な地位を獲得するための一つの新しい方法、つまり野心を満たすための一つの新しくてより眩惑的な目的物が、各植民地の指導的人物にあたえられるであろう。こうなると、かれらも植民地のしみったれた富くじ販売、⁽⁴⁴⁾ といってさしつかえないものでひき当てるかも知れぬ小さな当たりくじのためにうき身をやつしたりせず、人間が自分の能力や幸運に対してもつ生得の憶断にもとづき、ブリテンの政治という国営の大富くじの輪からときどきとびだしてくる若干の大当りくじをひき当てようと望むであろう」。

このようにアメリカの指導的人物の重要な地位を保持し、彼等の野心を満足させるためには、アメリカ植民地に本国との自由貿易を認める代償として租税収入に比例して植民地の代表者数を増加させることである。こうした植民地の代表者の比例選出方法をスミスが考案したのは、彼が一七〇七年のイングランドとスコットランドとの合邦の効果を高く評価し

ていたからだと考えられる。⁽⁶⁾

注⁽²⁾ *Wealth of Nations*, p. 121. 訳九一七頁。

⁽³⁾ *ibid.*, 訳九一八頁。

⁽⁴⁾ *ibid.*, pp. 121-122. 訳九一八〜九一九頁。

⁽⁵⁾ 「このように考えたということは彼（スミス）が一七〇七年のイングランドとスコットランドとの合体の効果を積極的に評価していたことを明らかに反映している」(Donald Winch, *Classical Political Economy and Colonies*, 1965. 杉原四郎・本山美彦訳 未来社 一九七五年 四三頁)。

このことはウエダーバーンの覚書にも次のように記されている。「アメリカ人たちは、スコットランドが一七〇七年にイングランドとむすんだような、グレート・ブリテンとの結合 *union* にたいしては、旧制度の復活あるいはそれにちかいどんなことにたいしてよりも、同意しながらぬ程度がすくないだろうと、わたくしは想像する」と。⁽⁶⁾

『国富論』は、大ブリテンとの合邦のメリットに、貿易の自由、諸利益の獲得、租税収入の増加、宗教的政治的偏見にもとづく抑圧の貴族制からの解放などを挙げ、次のようにいう。「植民地でさえ、大ブリテンと合邦すれば、幸福静穏という点で利するところがすくなくなかろう。すくなくともこの合邦は、小民主国にはつきものの、悪意や敵意に満ちた党争から諸植民地を解放するであろう。しかもこの党争こそ、しばしばその国民の愛情を分裂させ、またその形態においてはきわめて民主的なものにちかい諸政府の静穏を攪乱したものである。大ブリテンからの完全な分離は、それがこの種の合邦によって阻止されるのならともかく、さもないかぎり多分おこなわれるであろうが、もしそういうことでもなろうものなら、こういう党争は従来より十倍も有害なものになるであろう」⁽⁷⁾。党争は大ブリテンの指導的人物の野心を満たすことから生じるものであるから、それはアメリカ植民地の指導的人物の議席を大ブリテン議会で確保することで防ご

うとする。スミスは武力でなく自由貿易の代償である代議制という形態によるおだやかな国民統合で帝国の静穩を確保しようとするのである。

しかしながら、代議制という合邦によってブリテン国家の基本制度 *British Constitution* は崩壊しないのであろうか。これについてスミスはむしろ「大ブリテンの国家の基本制度はそのためにかえって完成されるであらうし、またそれなしには不完全であるように思われる」という。なぜなら「この帝国の各地方に関する諸問題を審議し決定する会議が適切な情報をえるためには、その各地方からの代表者がそこに送られていなければならぬことはたしかである」からである。⁶⁹しかしながらスミスはかかる形態の合邦がスムーズに進行するとは考えていない。大きな困難は次のような偏見や見解があるからである。すなわち、イギリス人は「アメリカの代議士が多数になると、国家の基本制度についての均衡がくつがえされ、一方における君主の威力か他方における民主政治の勢力かのいずれかが過大になるのではないか、ということを恐れている。けれども、もしアメリカの代議士数をアメリカにおける租税のあがり高に比例すべきものとしておけば、統御されるべき人の数はそれを統御する手段に、また統御する手段は統御されるべき人の数に、正確に比例して増加するであらう。したがって、国家の基本制度についての君主制の要素と民主的要素とは、合邦後においても、たがいなそれ以前と正確に同じ程度の相対的な力関係をたもつであらう」。⁶⁹ ここには合邦後の議会における勢力の均衡を予測することによって公共の平穩を強調するという穩当な政治論が見られる。スミスは行政府が議会を統御し操作することを念頭に置いてこの統治様式を考察し、党派性が力の均衡を維持し、社会の安定と永続に資すると看做している。

スミスは一七九〇年に手を加えた『道徳感情論』第六版において、党派による均衡が社会の安定に寄与していることを次のように論じている。「さまざまな階層と社会のすべては、それらが安全保障と保護をうけている国家に、依存している。それらがすべて、その国家に従属し、その繁栄と維持に役立つためにのみ設立される、ということとは、それらのう

ちのおのおの、もつとも党派的な成員によつてさえ、認められた真理である。しかしながら、国家の繁栄と維持が、かれ自身の特定の階層または社会の、諸権力、諸特権、諸免除の、なんらかの減少を必要とするということを、かれに納得させるのは、しばしば困難でありうる。この党派性は、ときには不正であるかもしれないが、その理由で無用だというわけではないだろう。それは、革新の精神を阻止する。それは、その国家が分割されているさまざまな階層と社会のあいだの、既成の均衡を、それがなんであれ維持する傾向がある。そして、それはときどき、そのときに流行し人氣があるかもしれない統治の諸変更を、妨げるようにみえるが、他方では、じっさいには、それは、全体系の安定と永続に貢献しているのである⁽²⁾。国家の分割による利害状況の差異によつて生じる党派性が革新の精神を阻止するとはいへ、既成の特権階級の既得権益を保全するために現状の秩序を維持することは、むしろ国家の繁栄と安定にとつて必要であるという認識である。守旧性を是認した上での既成の力の均衡論を主軸にした判断基準であり、それはきわめて保守的な思考パターンであるといえる。

注② David Stevens (ed.), *Smith's Thoughts on the State of Contest with America February 1778*, in *The Correspondence of Adam Smith*, ed. by E. C. Mossner and I. S. Ross, 1977, p. 384.

水田 洋訳「アメリカとの紛争の状態についての、スミスの考え」一七七八年二月、おぼえがき」『国富論』下 河出書房新社 一七七八年 所収)四四一頁。D・スチーブンスは、この覚書が書かれたのは一七七七年のサラトガにおけるブリテンの敗北の後、イギリス政府は早期の戦争終結のための意見を専門家に求めたのであるが、スミスは三十年來の友人で当時ノース内閣の法務次官アリグザンダー・ウェダーバーンから政府の取り得る代替策について相談を受け、それをメモの形で書いたものであると推察している(*Ibid.*, p. 377)。なお、この覚書がスミスのものであるとされる理由には次のことが挙げられている。「覚書における筆跡は明らかにスミスとは別人のものであるとはいへ、文体や思考がスミスのものであること、ウェダーバーン(A. Wedderburn)——ノース卿の執事(solicitor-general)であった——所蔵の文書のなかにふくまれていたこと、ウェダーバーンのもとめに応じてスミスが彼に

送ったものと推定されること、等である（三上隆三「アダム・スミスのアメリカ論——アメリカ植民地の独立をめぐる——」『経済理論』「和歌山大学」第一五二号一九七六年 三頁）。また、文体や思考に関わるスミスの筆記者への口述の習慣については、John Rae, *Life of Adam Smith*, p. 261. を参照。

(7) *Wealth of Nations*, p. 430. 訳一三三四頁。スキナーは次のようにいう。「ともかく合併こそは本質的かつ論理的な解決策なのである。合併が実現していたならば、それはブリテンと諸植民地との双方に経済的かつ政治的な大利益をもたらしていたことであろう」という意味においてスミスが合併を望ましいと考えていたこと、これには疑念の余地はありえない (Andrew S. Skinner, *A System of Social Science, papers relating to Adam Smith*, Oxford University Press, 1979, p. 194. 田中敏弘ほか訳『アダム・スミスの社会科学体系』一九八一年 未来社 二五〇頁)。

(8) *ibid.*, p. 123. 訳九二二頁。

(9) *ibid.*, p. 123. 訳九二二頁。

(10) Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, in *The Correspondence of Adam Smith*, ed. by D. D. Raphael and A. L. Macfie, 1976. pp. 230-231. 水田洋訳『道徳感情論』筑摩書房 一九七三年 四六五頁。

かかる党派間の力の均衡をスミスは何故に重視するのであろうか。それは彼が力の均衡を政治秩序の安定をはかる条件として考えているからである。この力の均衡の維持が政治組織の安定には不可欠であるという思想はデイヴィッド・ヒュームの考え方を継承したものである。すなわちヒュームは次のように言っている。「王権は自由に授与できる官職を多々持っています。ですから、庶民院における誠実で公正な部分からの援助があるときは、庶民院全体の決議に対してその影響力を行使し、少なくとも旧来の政治組織を危険から守るぐらいのことは、王権はつねにすることでしよう。それゆえ、王権が行使するこの影響力をなんと呼ぼうとも、例えば、それを「王権側」の買収と「庶民院側の」従属 (corruption and dependence), というひとびとの憎悪と悪意とをかき立てやすい呼び名で呼ぼうとも、或る程度の、そして、或る種の、買収と従属とは、われわれの政治組織そのものの本質と不可分の関係にあり、われわれの混合政体を維持してゆく上で不

可欠のものです」⁽²⁾。

スミスのいう諸階層・諸社会の既成の均衡にもとづく混合政体とはイングランド議会の諸党派と新しく提案しているアメリカ植民地の議員からなる三重ないしは四重の混合体を意味する。スミスにとって大ブリテンの議会にアメリカ植民地を代表する議員を迎え入れることは、大ブリテンの統合を企図した計画であり、これを実現するためにはどうしても全党が容認する新しい統治形態でなければならぬ。そのためには帝国を分割し削減するのではなく、帝国を統合する必要があった。⁽²⁾ スミスはウエダーバーン宛の覚書において、それが必要なことを国民の政府Ⅱ行政府に対する信用問題として次のように言う。「戦争のこの終結が、ほんとうに有利でありうるとしてもヨーロッパの人々の目には、グレート・ブリテンにとって名誉あるものとはうつらないであろう。そして、その国の帝国がそのようにおおきく削減されたばあいには、その力と威厳はそれに比例して減少するものと、想定されるであろう。もっと重要なことには、その終結は、われわれ自身の人々の目にとっても、政府の信用をうしなわせないですむことがめつたにありえないのである。人民は、おそらくものごとの自然で必然的な経過の不可避的な結果にすぎなかったかもしれないぬものを、その行政府のせいにするであろう。もっとも安定した平和、最高の公共的繁栄の時代、すなわち国民がひとつの不平をいう口実さえほとんどもないときに、かならずしもつねに国民の尊敬をえることができない政府は、帝国のこのような解体という公共的な恥辱と災厄——かれらはそれをそう考えるであろう——にさいしては、かれらの激怒と憤慨からくる、憂慮すべきあらゆることをもつてである」⁽²⁾。国家が最高に繁栄している時でも、帝国を削減・解体するなどという政策は国民の軽蔑を受けるだけであって、理由はどうであれ国民感情としては行政府Ⅱ政府に対する尊敬も信用も喪失し、人々は政府の無責任さに激怒し憤慨し憂慮するという。逆説的にいえば、この趣旨は帝国の統治こそが政府の威厳と国民の尊敬および信頼を獲得し、大ブリテンの繁栄と維持を継続することができるということである。

スミスは国家構造上の結合に軍事力による方法と平和条約の締結による方法とを挙げ、軍事力による併合は支配と抑圧の關係を正当化する国家形態であり、これはブリテン国民が一国民を抑圧するという不名誉な行為であるからこのような国家の維持と安定を継続することは不可能であるという。しかし後者については大ブリテンの議会在心からアメリカ植民地との結合を希望するのであれば、穏やかな国家の繁栄と継続は保障されるという。すなわち「もし、アメリカの完全な屈服が条約だけによってもたらされたとすれば、もっとも完全な平等が、母国とその諸植民地とのあいだに、おそらく樹立されるであろう。そのばあい、帝国の兩部分はともに、貿易についての同一の自由を享受し、税の負担においても、「議會への」代表の便宜においても、それぞれの正当な割合を、わけあうであろう。アメリカの忠節を維持するには、費用のかかる軍事力は、このばあいにも必要ではないであろう。あらゆる政府にとっての安全保障は、その政府が支持されることに、自分たちの尊敬、權威、利益が依存している人々の、支持からつねに生じる」⁽²⁴⁾。貿易の独占体制の堅持ではなく自由な貿易協定を締結すること、また収入に応じた税負担を容認しあうことによって国民の政府に対する尊敬が生まれ、このような政府の權威に従うことによって国民の利益も保障されると考えるのである。ただスミスはこの国家構造上の結合計画は自分以外には支持者はいないだろうと悲觀的になる。「その計画はもし実施されるならば、帝国の繁栄と栄光と継続とおおいに寄与するであろうことはたしかなのだが、そここにいるわたくしのような孤独な哲学者をのぞけば、ひとりの擁護者さえもたぬようにおもわれる」⁽²⁵⁾と。スミスはこの問題がもつ政治的な意味合いや影響力に極めて鋭敏な神経を使っているためか明快で断定的な意見を披露しようとなない。むしろ慎重な言い回しで「不幸にして、われわれの諸植民地との国家構造上の結合 constitutional union と、アメリカの「議會の」代表との、計画は、グレート・ブリテンにおける人々のいくらかでもとるにたりるほどの党派にとって、同意できるものではなさそうである」⁽²⁶⁾と記している。大ブリテンにおける自由貿易に反対する人々の党派がこのことに同意しないとみているのであろう。

注③ David Hume, 'Of the Independence of Parliament', *Essays Moral, Political and Literary*, eds. T. H. Green and T. H. Grose, Volume 1, pp. 120-1. 小松茂夫訳『市民の国について』下 岩波書店 一九八二年 一六八頁。

④ 分離の代替案としての統合計画は「現代用語で表現すれば、それは帝国の様々な諸地域間に完全な財政的調和と負担の比例的配分とがある自由貿易地帯でなければならなかったであろう。けれども、この大がかりな経済計画がいかによれば実施に移せるかを示そうと、スミスが多大の努力を傾けたのであるから、その習作は、率直な主張を盛った作品というよりは、受容可能な解決のための経済的境界を画くものと解釈することができる。いいかえれば、もし帝國的統合を実際の解決として必ずしも支持しなくても、帝国を許容できるものにするために「ぶつからなくてはならない緊急の条件を」スミスは設定していたのである。」(Donald Winch, *Adam Smith's Politics, An essay in historiographic revision*. Cambridge University Press, p. 154. 1978. 永井義雄・近藤加代子訳『ダム・スミスの経済学——歴史方法的改訂の試み——』未來社 一九八九年 一八七頁。

⑤ David Stevens (ed), *Smith's Thoughts on the State of Contest with America February 1778*, p. 383. 水田洋訳四四一頁。

⑥ *Ibid.*, p. 381. 訳四三八頁。

⑦ *Ibid.*, p. 382. 訳四三九頁。

⑧ *Ibid.*

ところでスミスは政治経済学を政治家または立法者の科学の一部門と位置づけ、その目的を国民の生活を豊かにすること及び国家を豊かにすることに求めていた。^⑨ また法と政府は人間の慎慮と知恵の最高の努力の結果であると認識していたのであった。^⑩ 帝国の繁栄と栄光に寄与する国家構造上の結合を擁護する立場から、公共の安寧と平静な幸福を考察するスミスは善良な市民と立法者の役割について深く洞察するのであった。

善良な市民とは国を愛する者をいうが、それは次の二つの条件を満たすものであるとする。すなわち「第一に、じっさい確立されている統治の基本構造あるいは形態への、一定の尊重と崇敬、そして第二に、われわれの同胞市民の状態を、われわれがなしうるかぎり安全で、尊重すべく幸福なものにしたいという、真剣な意欲である。法を尊重し、市民的為政

者に服従しようという、気持ちになつていないのは、市民ではないし、自分の同胞市民からなる社会の全体の、福祉を、かれの能力の範囲内にあるすべての手段によって促進しようと、願わないのは、善良な市民ではないのである⁽⁸²⁾。統治の基本構造つまり国家形態を尊重し崇拝すること、そして国民の安全と幸福を実現するために法を尊重し、市民的為政者に服従すること、このことが結果的には社会全体の福祉を促進することになるのである。とくにそのことは平和な時代に見える。しかし現在のような対外戦争と国内党争という大ブリテンの環境が激しく変化している状況においては、このような平静さを維持することはできない。したがって、公共的な不満と党争と無秩序の時代には「賢明な人でさえ、そのじつさいの状態においてはあきらかに公共の平静を維持できないようにみえる。統治の基本構造または形態のなかで、ある変更が必要だと考えたい気持ちになるかもしれない。しかしながら、そういうばあいには、おそらく、真の愛国者はいつ、旧体系の權威を支持し、再建に努力しなければならぬか、そして、かれはいつ、もっと果敢な、しかししばしば危険な、革新の精神に道をゆずらなければならぬか、ということを決定するには、政治的な知恵の最高の努力を必要とすることがしばしばである⁽⁸⁰⁾。国家構造上の結合に異議を唱えている大ブリテン内の諸党派に対する現状を憂慮するスミスにとつて、激変している政治的環境の中で国民に法を尊重させ、市民的為政者に服従する気持ちをおこさせるためには、環境の変化に適応させるための積極的で具体的な提案が不可欠であつたし、しかもそれは当然規範的な立法の特性を必然的なものにするのであるが、⁽⁸¹⁾ こういう場合には賢明な人である立法者が社会全体の福祉を促進するために最高に努力して政治的な知恵を發揮すべきであるというのである。というのは「法と政府によって、我々は国内の平和を享受し、外敵の侵入を免れる。知恵と徳もまたこれらの必需品を供給することによって光を放つ。なぜならば、法と政府の設定は、人間の慎慮と知恵の至高の努力の結果であるので、原因たるものが、結果の与える影響とことなつた影響を、およぼすことはあり得ないからである⁽⁸²⁾」。

注⑧ *Wealth of Nations*, I, p. 395. 訳六四三頁。

⑨ Lecture (B); *Lectures on Justice, and Arms, delivered in the University Adam Smith, reported by a student in 1763 and edited with an introduction and notes by Edwin Cannan*, Oxford, at the Clarendon Press, 1896. p. 160. 高島善哉・水

田 洋訳『アダム・スミス グラスゴウ大学講義』日本評論社 一九八九年 三二一～三二二頁。

⑩ *The Theory of Moral Sentiments*, p. 213. 水田 洋訳四六五～四六六頁。

⑪ *Ibid.*

⑫ 「不正を除去したり、変化する環境に制度を適応させるためには、どのような積極的方策がとられるべきかを示すことを企図する立法者の科挙」(Donald Winch, *Adam Smith's 'enduring particular result': a political and cosmopolitan perspective*, in *Wealth and Virtue—The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment*, edited by Istrvan and Michael Ignatieff, Cambridge University Press, 1983. p. 258. 水田 洋・杉山忠平監訳『富と徳——スコットランド啓蒙における経済学の形成』未来社 一九九〇年 四三二頁。また、ホーコンセンはスミスが規範的 normative な法改革原理として正義を考えているとす (Knud Haakonssen, *The Science of a Legislator—The Natural Jurisprudence of David Hume and Adam Smith*, Cambridge University Press, 1981. p. 258)。

⑬ *Lecture (B)* p. 160.

二 財政問題としてのアメリカ植民地分離論

ウエダーバーン宛スミスの書簡はアメリカ植民地との不幸な戦争を早急に終結させるための解決策として四つの選択肢を開示したものであったが、それは大別すれば二つに分類できるであろう。すなわち、一つはブリテンのアメリカ植民地の統合・合併であり、それは母国の優越性を承認した上で、植民地が帝国の一般的統治のための費用と防衛費とを負担する案とこれらの費用を全く負担しない案とである。そして二つ目はアメリカ植民地のブリテンからの分離・独立案である。

これは完全な分離・独立と一部分だけに限定した分離・独立とに分かれる。スミスはこれらの各々についてその利点を述べているが、基調としては既に述べたように大ブリテンの統合計画に大きな期待をかけていた。その場合、国家構造上の統治様式に代議制という民主的手法を媒介させ、国家財政の見地に立って植民地が帝国の一般的統治費用と防衛費とを応能負担すべきであると論究していた。しかしながらそうは言ってもこの書簡の論調では、実現の可能性が最大のものはアメリカ植民地の一部分の分離・独立という選択肢である。それは極めて現実を直視した提案であった。すなわちスミスは次のように記すのである。「そしてさいごに、一部分、しかも一部分だけの屈服におわることが考えられる。グレート・ブリテンが、ながい、費用がかかる破滅的な戦争のうちに、のこりの部分の独立を承認することを、余儀なくされて、そうなるのである」。「一部分の屈服または征服、しかし一部分だけのそれは、この不幸な戦争の四つの可能な終末のすべてのうちで、とびぬけて最大の可能性をもつ。そして、不運なことに、それは、グレート・ブリテンにとってきわめて破壊的であることになりそうな、終末なのである。その部分を他の諸植民地の攻撃にたいして防衛することは、それから調達されうるすべての税によって維持できるよりも、はるかにとおきな軍事力を必要とするであろう。その部分の近隣にあるということが、他のすべての州のねたみと敵意を活発にしておくであろうし、必然的にかれらを、グレート・ブリテンの敵たちとの同盟に、おいやるであろう」。(1)これは戦争を終わらせるための提案ではないが、極めて現実を直視した記述である。大ブリテンの統合という親と子の愛情に包まれた大家族主義的な国家形態を理念として主張していたことと比較すると、スミスがいかに現実を直視していたかが理解されよう。(2)

その基底にあるものは国家財政の視点である。植民地獲得競争の資金を多額の国債費で賄い、今その償還が重商主義国家の大きな課題になっているとき、大ブリテンの諸属領がこれに寄与しないのは正義に反することである。戦争遂行のため起債された国債は、実は、アメリカを防衛するためのものが大きな割合を占めていたとスミスはいう。「この公債は、

(名誉)革命によって樹立された政府を維持するために起債されたものであって、この政府のおかげで、……アメリカのいくつかの植民地は、現行の特許状を、したがってまた現在の基本的政治制度をかちえたのであり、さらにこの政府のおかげで、アメリカのすべての植民地は、そのとき以来享受してきた自由と安全と財産とをかちえたのである。とりわけちかごろの戦争のさいに起債された膨大な公債と、そのまへの戦争のさいに起債された公債の大部分との双方は、実はアメリカの防衛のために起債されたものなのである。⁽³⁾ 政府の植民地防衛の結果としてアメリカ人は自由と安全と財産を獲得した。彼等は担税力をつけてきたわけである。だからブリテンの地租、印紙税、さまざまな関税および内国消費税をアメリカ人も負担する余裕が十分あるはずであるとスミスは看做すのである。

注(1) David Stevens (ed), *Smith's Thoughts on the State of Contest with America February 1778*, pp. 384-385. 水田 洋訳 四四二～四四三頁。

(2) スキナーは次のようにいう。「結局はスミスはブリテンとアメリカ植民地との完全な分離が実際にはより妥当な解決策であることを是認するかたわら、理念上は現行のいくつかの難問に対する解決策として両者の合併を提唱するひとりであった(Andrew S. Skinner, *A System of Social Science, papers relating to Adam Smith*, Oxford University Press, 1979, p. 184. 田中敏弘訳『バダム・スミスの社会科学体系』一九八一年 未来社 二二九頁)。なお、わが国におけるスミス植民地論の研究史については、渡辺邦博「植民地問題と公債——スミス合邦論の財政論的考察——」『経済学雑誌』(大阪市立大学)第八五巻第二・三号 一九八四年、および同「スミス植民地論の一考察」『経済学雑誌』第八一卷第五号 一九八一年 参照。

(3) *Wealth of Nations*, pp. 429-430. 訳一三六三～一三六四頁。

国家財政を考察するとき、公債の償還を達成するためには、歳入を増加させるか、歳出を削減するかの二者択一しか政策手段は存在しない。スミスは『国富論』第五編第三章「公債論」においてこの主題を議論している。それは大ブリテンの政治問題を経済的に解決するための提案である。⁽⁴⁾ 彼は次のようにいう。「大ブリテンの収入の余剰、すなわちその年々

の平時定員費をまかなってなおあまる剰余がひじょうに少額でしかないのに、公共的経費がいつかはその負担から完全に解放されるはずだと期待するのは、否この解放にむかつていつかは多少とも前進するはずだと期待するのは、まったくむだのように思われる。この解放は、公共的収入がいちじろしく増加するとか、または公共的経費が同様にいちじろしく削減されるとかいうことでもないかぎり、けつして成就するはずがないのは明白である⁽⁵⁾。そこでまず最初に収入をいかにして増加させるかである。スミスは現行の課税制度を容認した上で大部分の国民の負担を増加させないで、地租や家屋賃料税を今まで以上に公平にし、関税や内国消費税制度を改革して国民の税負担を公平にすれば、かなり収入が増加するという。しかし、彼はこの程度の増収では不十分であるとして、次のようにいう。「ブリテンの課税制度をブリテン系またはヨーロッパ系のいずれかの人民が住んでいる帝国のありとあらゆる属領にまで拡充すれば、はるかに多額の収入増加が期待しうるであろう」という⁽⁶⁾。

理論的にはブリテンの課税制度を諸植民地まで拡充すれば公共的収入を増加させるという目的は果たせる。スミスはこれを空想的ではない一つの新しいユートピアと位置づけ、大ブリテンに課せられる租税のあがり高にに応じた代議制を提唱することによって、現在のブリテンの国家の基本制度の原理と矛盾しない形態に「合併」という統治様式を求めていたのであった。スミスは地租や家屋賃料税および関税並びに内国消費税の四つの課税項目を改革することを前提にして、合併した場合の大ブリテンの国家収入を計算している。合併による課税人口の増加に比例させた考え方を採用し、その額は公債を整理するために必要な金額となっている。そして次のようにいうのである。「この巨額な減債基金は、前年に償還された公債の利子の分だけ毎年増加するであろうし、またこういふふうにしてきわめて迅速に増加し、数年をでぬうちに、全部の公債を償還し、したがって現在のところ衰弱消耗しているこの帝国の生気を完全に回復するのにたりるほどになるであろう」と⁽⁷⁾。しかし彼はすぐに諸属領の人口数に比例した収入を直ちにうみだすとは限らないので、諸属領に対しては

できるだけ寛大な措置を講ずるべきだともいう。植民地から大ブリテンへの支払の困難性や不規則性を考慮した上での配慮である。

このような措置を講じて大ブリテンの収入増加が実現しないならば、自国の経費を削減するしかないと言ふ。アメリカの防衛のために起債された公債の大部分を償還しなければ国家が破産状態になるという危機意識の表われである。⁽⁸⁾「もし大ブリテンにとって、上述の財源(四つの課税項目——引用者)のどれかからかなりの収入増加をひきだすことが実行不可能だということがわかれば、のこされた唯一の財源は自国の経費を縮減すること以外にはない」⁽⁹⁾。そして次のようにするのである。「大ブリテンが自国のために平時に維持する軍事上の定員は、富または力のいづれかで大ブリテンに対抗すると称しうるヨーロッパのどの国家よりも穏当である。それゆえ、これらの費目のなかで経費をかなり節減する余地のあるものは一つもないように思われる。ところが、現在の動乱が開始されるまえまでの諸植民地の平時定員費はけっして無視できぬものであった。しかもそれは、全部的に節約しうる経費であり、またもし諸植民地からなんの収入もひきだせぬというのであれば、当然全部的に節約してしかるべき経費である」⁽¹⁰⁾。平和な時の自国の防衛費は他のヨーロッパ諸国と比較すると穏当な水準であるが、諸植民地の防衛費が加わると巨額になる。諸植民地が収入をださぬのならば、その防衛に要する経費は全額節約すべきである。それほどに戦時の諸植民地の防衛費は平時の自国の恒常的経費と比較すると巨額に達しているとスミスは言っているのである。

注(4) 「スミスにとって植民地の政治問題は相変わらずうごちつづいてはいる財政問題と密接に結びつけられていた。…スミスは植民地の政治問題とその解決を財政問題とその解決に密接に結びつけられるものと理解した」(Davis Stevens, 'Adam Smith and the Colonial Disturbance' in Essays on Adam Smith, ed by A. S. Skinner and T. Wilson. Oxford University Press, 1975. p. 208.)

(5) *Wealth of Nations*, pp. 418-419. 訳一三四九頁。

- (6) *Ibid.*, p. 419. 訳一三四九頁。
- (7) *Ibid.*, p. 423. 訳一三三五頁。
- (8) 国家破産については、中谷武雄「アダム・スミスの国家破産論」『財政学研究』第三号 一九八〇年 北村裕明「『国富論』体系の成立と国家破産」『彦根論叢』『滋賀大学』第二二三号 一九八二年 および、拙稿「アダム・スミスの公債批判論」『星薬科大学一般教育論集』第十輯 一九九三年 参照。
- (9) *Wealth of Nations*, p. 431. 訳一三六六頁。
- (10) *ibid.*

本来、重商主義国家による植民地獲得戦争に費やされた費用の大部分については当該植民地に負担させるのが当然であるというのがスミスの基本的な考え方である。だから、彼は次のようにいっているのである。「諸植民地がブリテン帝国の諸属領だと想定されたからこそ、こういう経費が諸植民地のために支出されたわけである。ところが、この帝国を維持するために収入も軍事力も醸出しない国を属領とみなすわけにはいかない」と。(11)そして、スミスは、帝国の付属品としての植民地を維持する経費がもちきれないというのであれば、それは当然捨てるべきであるし、また帝国がその支出に比例する収入を調達できないのであれば、その帝国は支出を収入に適合させるべきであるというのである。すなわち諸植民地は「おそらくこの帝国の付属品、つまりすばらしくも華美な什器の一種とみなされてさしつかえなからう。けれども、もしその帝国がもはやこういう什器を保存するための経費をもちきれぬというのであれば、それが当然すてられるべきものであることはたしかであり、またもしこの帝国がその支出に比例する収入を調達できないのなら、当然その帝国は、すくなくとも支出を収入に適合させるべきである」。(12)華美な什器の投棄とは本国から植民地を分離・放棄することを意味し、帝国の支出をその収入に適合させる議論は自国の財政規模の縮小を意味する。もしそうであるならば、いままで大ブリテンの支配者はアメリカを想像の世界だけで領有していたことになるので、一刻も早くそのような夢からさめて夢を現実のものに

すべく合併するか、あるいはその合併計画が完成しないのならばそれを放棄するかのどちらかであるとスミスは次のように言うのである。⁽⁴³⁾すなわち「いまこそわが国の支配者たちが、おそらく国民とともにふけりつづけていたこの黄金の夢を実現するか、それともみずからこの夢からさめ、国民をめぐめさせるよう努力するか、そのいずれかをなすべき時期である。もしこの計画が完成しえないというのであれば、当然それは放棄されるべきものである」⁽⁴⁴⁾。

こうして『国富論』の最後の文章をスミスは以下のように主張して自らのペンを置くのである。「もしブリテン帝国の諸属領のどれかを、全帝国の維持に寄与するようにさせることができないのであれば、いまこそ大ブリテンが戦時においてこれらの属領を防衛するための経費や、平時におけるそれらの民生上または軍事上の定員のなんらかの部分維持するための経費からみずからを解放し、自国の将来の見通しと計画とをその国情からみて現実に中庸 *moderity* をえたところに適合させるように努力すべき時期なのである」⁽⁴⁵⁾。人は、この文章からスミスが最終的にアメリカ植民地の分離しないしは独立を提唱していると解釈するのである。しかしながら、自国の将来の見通しと計画とを現実に照らして中庸をえたところに適合させるよう努力するのが現下のアメリカとの戦争終結の時期には重要であるといっている意味を、われわれはいま一度慎重に考察すべきであろう。スミスは、最初、理念として大ブリテンを提唱し、アメリカ植民地の合併を主張していた。それは親と子という大家族の血縁的で同志的な結び付きを強調したものであった。しかし、これが実現不可能ならば、子としてのアメリカ植民地を切り離すというものであった。このように議論した最後に、スミスは観察者がついでいけるような中庸を得た現実的な対応策が必要であるという。この場合、中庸をえた対処とは自国の経費負担を少なくして、しかも相手に対してはより平等な関係を維持することを意味するはずである。スミスが『覚書』の中で提案していた連邦的結合 *Federal union* はかかる意味合いを含んでいると推察できるのである。⁽⁴⁶⁾

注(1) *Wealth Nations*, p. 432. 訳一三六九頁。

(2) *Ibid.*

(3) ポーコックは次のようにいう。スミスは「植民地の住民たちが帝国の提携を維持する諸費用を負担しようとしなければ、かれらは帝国との共同関係を断つべきである。スミスはイングラント人ではなかったので、議会の権威を必要な合言葉として保持することを必要とは思ってゐなかつた」J. G. A. Pocock, *Virtue, Commerce, and History—Essays on Political Thought and History, Chieftly in the Eighteenth Century*. Cambridge University Press, 1985, p. 138. 田中秀夫訳『徳・商業・歴史』みすず書房、一九九三年、二五九頁。

(4) *Wealth of Nations*, pp. 432-433. 訳一三六九頁。

(5) *Ibid.*, p. 433. 訳一三六八頁。また、スミスの中庸についての使用法は次のとおりである。『われわれ自身にとって特別に関係のある諸対象によってかき立てられる、あらゆる情念の適宜性、すなわち、観察者がついていける調子の高さが、ある種の中庸 *moderacity* にあるにちがいないことはあきらかである。もし、その情念が高すぎるか、あるいは低すぎるかであれば、かれはそのなかにはいりこむことができない』(*The Theory of Moral Sentiments*, p. 27.)

(6) 「とにかくかれの最終提案は、アメリカの円満にして完全な分離であり、そののちの連邦をも展望していたと考えていいであらう。いいかえれば、旧制度の復活のようにみえる合併が、気づかれぬうちに、連邦に移行することである。」水田 洋「アダム・スミスとアメリカ植民地——植民地論のカライドスコープ——」『名城商学』「名城大学」第四三巻第四号、一九九四年、二八〇二九頁。なお、「国家構造上の結合 constitutional union と連邦的結合 federal union」との区別については、棚原正治「アダム・スミスの植民地論」『琉球大学経済研究』第一八号、昭和五二年、参照。